

### 秋の全国交通安全運動の実施

- ◆期間 9月21日(水)～30日(金)
- ◆運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◆運動の重点 ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④早めのライト点灯の推進

### 骨髄ドナー登録会を開催します!

日時 9月5日(月)  
午前10時～正午  
午後1時15分～4時  
場所 市役所本館1階ロビー

○洲本健康福祉事務所  
食品薬務衛生課  
☎26・2068

### 敬老祝金をお贈りします(口座振込)

対象者 9月15日現在で市内に住所を有する満80歳以上(昭和11年9月16日以前の生まれ)の人

支給額 3000円

支給方法 口座振込

支給予定日 9月16日(金)

※以前に申請した口座に振り込みします

※昭和10年9月17日～昭和11年9月16日生まれの人には、口座振込申込書を7月下旬に郵送しています

口座振込申込書の提出がまだの人は、必ず提出してください。

○長寿福祉課 ☎43・5217

### 消費生活センターの9月出張相談日

南あわじ市消費生活センターでは、各市民交流センターにおいて、相談員による出張相談窓口を開設します。9月の日程は下記のとおりです。

消費者トラブル等疑問に感じていることがあれば、気軽に相談ください。

○消費生活センター ☎43・5099

出張相談日 (時間:午後1時30分～3時30分)

9月相談日	場所
8日(木)	三原志知公民館
14日(水)	神代地区公民館
26日(月)	榎列公民館
27日(火)	市地区公民館
29日(木)	八木地区公民館

### 高齢者の消費者被害防止事業

近年は高齢者の消費者被害が増加しています。一度被害にあった高齢者が再び狙われる「二次被害」も増加傾向にあります。消費者自らが学び、未然防止と拡大防止に努め、安心して暮らせる社会を目指して高齢者消費者被害防止事業を次のとおり実施します。

日時 9月17日(土)  
午後2時～午後4時

場所 中央公民館 大ホール

【第1部】消費者啓発標語表 彰式

○消費生活センター ☎43・5099

【第2部】消費者力アップリレーセミナー(参加無料)

テーマ 「高齢者の消費者被害防止にむけて」

講師 NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長 大森節子氏

参加方法 セミナーは9月12日(月)までに淡路消費生活センター ☎26・3360へ電話等で申込下さい。(下記の同セミナー参加者募集を参照下さい)

○消費生活センター ☎43・5099

### 障害年金とは

障害年金は、病気やけがによつて生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役時代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは「障害手当金(一時金)」を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

#### 【障害基礎年金の受給要件】

- ① 障害の原因となった病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日(初診日)が次の(1)か(2)のいずれかの間にあること。
- (1) 国民年金加入期間
- (2) 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満

満の人で、年金制度に加入していない期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます

- ② 障害の状態が、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日)または20歳に達した時に、障害等級表の1級または2級に該当していること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です

◆障害基礎年金については、市民課 ☎43・5212まで、「障害厚生年金」と「障害手当金」については、明石年金事務所 ☎078・912・4983までお問合せください。

年金相談 10月7日(金)  
時間 午前11時～午後3時  
会場 市役所第2別館2階第5会議室(要予約・先着24人)  
○市民課 ☎43・5212

### 旧軍人等恩給説明・相談会の開催

県では、旧軍人等を対象に各種恩給制度の説明および個別相談会を開催します。

※なお、今回の説明相談会は、恩給制度の変更に伴うものでないため、現在受給中の人の再度の申請手続きは不要です

日時 9月6日(火)  
午後2時～4時

場所 兵庫県民会館

対象者 次のいずれかに該当すると思われる人。

- ① 旧軍人で、実際に軍人としての在職期間が3年以上の人またはその遺族
  - ② 軍人期間中に公務または勤務、関連などにより傷病を受け、現在もこれら傷病による後遺症のある人
  - ③ 实在職年がはっきりしないが軍人期間のある人またはその遺族
- 兵庫県生活支援課恩給援護班 ☎078・362・3204

### 消費者力アップリレーセミナーの参加者を募集します!【参加費無料】

消費者問題への関心を高めるため「高齢者の消費者被害防止」などをテーマに計6回開催。

日時・場所

- ◆9月17日(土) 南あわじ市中央公民館
- ◆10月17日(月) 南あわじ市役所第2別館
- ◆11月18日(金)、12月9日(金) 洲本総合庁舎
- ◆翌年1月30日(月)、2月20日(月) 淡路市役所

各時間 概ね午後1時30分

○3時30分

受講対象者 県内に在住・在勤・在学の人

募集定員 40人(先着順)

申込方法 所定の申込書を兵庫県淡路消費生活センターのホームページからダウンロードして持参または郵送、FAXで提出。

申込先・問合せ先 兵庫県淡路消費生活センター ☎26・3360

○市民課 ☎26・3090

Eメール aw\_shohi@pref.hyogo.lg.jp

### ◆全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障害者をめぐる様々な人権問題について、相談時間を延長して電話相談をお受けします。

【相談担当者】人権擁護委員、法務局職員

日時 ①9月 5日(月)～9日(金) 午前8時30分～午後7時  
②9月10日(土)・11日(日) 午前10時～午後5時

電話番号 0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル)

※最寄りの法務局へつながります ※相談は無料で、秘密は厳守します

○神戸地方法務局人権擁護課企画係 ☎078-392-1821 (内線345)

### 空き家バンクに登録してみませんか?

市内にある空き家の有効活用を通じて、地域の機能維持及び移住、定住を応援しています。空き家の所有者の皆さま、賃貸・売買などの有効利用をご検討の場合は、ご相談ください。

○ふるさと創生課 ☎43-5205

### ◆警察の相談ダイヤルは#9110

緊急でない相談は、110番ではなく、#9110番をご使用ください。

「#9110」は、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏についての相談など、緊急でない警察への相談などに対するための警察相談専用電話です。

○兵庫県警察・南あわじ警察 ☎42-0110